

一般競争入札公告共通事項

1 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、知事が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で、次の（１）から（６）に掲げる条件をすべて満たし、かつ、知事による当該工事に係る入札参加資格の確認（以下「確認」という。）を受けた者とする。

- （１）入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の末日において、福井県の競争入札参加資格について当該入札に必要な資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、福井県が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- （２）申請書の提出期間の末日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （３）申請書の提出期間の末日において、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。
- （４）申請書の提出期間の末日において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度に加入している者または退職一時金制度を有している者であること。
- （５）申請書の提出期間の末日において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（２（１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- （６）役員（役員として登記または届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的または常習的に暴力的不法行為を行い、または行うおそれがある組織）、またはその構成員等と密接な交際を有し、または社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと。

3 資格の確認に関する事項

（１）申請・確認手続等

<事前審査型>

入札に参加を希望する者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては様式第1号）および入札参加資格確認資料（以下「資料」

という。)を提出し、確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者または確認を受けられなかった者は、この入札に参加することができない。

<事後審査型>

入札の結果、この入札に係る工事の予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した入札参加者(以下「落札候補者」という。)は、申請書を添付して提出し、資格の確認を受けなければならない。

落札候補者のいずれもが、資格の確認を受けられなかった場合は、落札候補者以外の者に対し、同様の手続を行う。

(2) 資格の確認の通知

確認は、申請者に対し、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙入札者に対しては、書面により通知する。

(3) 資料の作成要領

以下の資料を作成すること。

ア 同種同程度の工事を施工した実績(様式第2号)

イ 配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等(様式第3号)

ウ 機械の保有状況およびオペレータの配置(様式第3号の2)

(4) 申請書および資料(以下「申請書等」という。)の提出方法等

ア 提出方法

申請書は、電子入札システムを使用して送信する(以下「電送」という。)

資料は入札公告2の定めるところにより、電送または郵送(民間事業者を含む。)、持参(以下、「郵送等」という。)により提出する。

なお、原則として資料のうち様式第3号または様式第13号、第14号、第15号は申請書と同時に電送により提出するものとする。

電送による場合、申請書等の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

また、申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県建設工事等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

イ 提出場所

入札公告2に記載のある場所

ウ 提出期間

入札公告5の記載のとおり

エ 郵送等により提出する申請書等の提出部数

正1部 副1部

(5) 資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 資格の確認を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）に、説明を求める旨を記載した書面を資料の提出場所に提出しなければならない。

ウ イの書面は持参して提出するものとし、郵送または電子メールによるものは受け付けない。

エ ウの書面の提出があったときは、県は、アの説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答する。

4 図面等の閲覧・配布

《配布を受ける場合》

この入札に参加しようとする者は、有償でこの入札に係る工事の設計書および図面の全部の写し（以下「図面等」という。）の配布を受けることができる。

(1) 配布場所

資料の提出場所と同じとする。

(2) 図面等に関する質問

ア 図面等に関する質問がある場合には、質問事項を記載した書面を次により提出すること。

(ア) 提出場所

資料の提出場所と同じとする。

(イ) 提出方法

持参により提出するものとし、郵送または電子メールによるものは受け付けない。

イ 県は、アの書面の提出があったときは、当該書面を提出した者に対し、速やかに、書面により回答するものとする。なお、質問に対する回答の内容については、次のとおり閲覧に供する。

(ア) 閲覧場所

資料の提出場所と同じとする。

《閲覧する場合》

この入札に参加しようとする者は、入札に係る図面等の閲覧をすることができる。

(1) 閲覧場所

資料の提出場所と同じとする。

(2) 図面等に関する質問

ア 図面等に関する質問がある場合には、質問事項を記載した書面を次により提出すること。

(ア) 提出場所

資料の提出場所と同じとする。

(イ) 提出方法

持参により提出するものとし、郵送または電子メールによるものは受け付けない。

イ 県は、アの書面の提出があったときは、当該書面を提出した者に対し、速やかに、書面により回答するものとする。なお、質問に対する回答の内容については、次のとおり閲覧に供する。

(ア) 閲覧場所

資料の提出場所と同じとする。

5 総合評価落札方式を適用する入札の場合

(1) 評価の方法

総合評価は、評価点を当該入札者の入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとし、計算方法は次のとおりとする。

評価点＝標準点（100点）＋技術評価点

評価値＝評価点／入札価格＝（標準点＋技術評価点）／入札価格

(2) 技術資料等の提出

入札に参加を希望する者は、以下の技術資料および技術資料に係る添付・確認資料を提出しなければならない。

ア 技術資料提出書（様式第4号）

イ 技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）

ウ 技術提案（1）品質に係る提案（様式第5号）

エ 技術提案（2）施工上の課題に係る提案（様式第6号）

オ 技術提案（3）工程に係る提案（様式第7号）

カ 工程表（様式第7号の2）

キ 技術提案（4）安全に係る提案（様式第8号）

ク 企業の技術力および地域性・社会性（様式第9号）

ケ 県内企業の活用計画書（様式第9号の2）

コ 配置予定の技能者および機械（様式第9号の3）

サ 県産品活用計画書（様式第9号の4）

シ 企業の工事成績算出対象工事（様式第10号）

ス 主任（監理）技術者の資格・工事経験（様式第11号）

(3) 提出期間等

ア 提出期間

・技術資料

事前審査型・・・入札参加資格確認資料の提出期間と同じとする。

事後審査型・・・入札書と同時に提出する。

・技術資料に係る添付・確認資料

入札参加資格確認申請書の提出期間と同じとする。

イ 提出場所

入札書の提出場所と同じとする。

ウ 提出方法

技術資料と技術資料に係る添付・確認資料の目録文は電送により提出するものとし、技術資料に係る添付・確認資料そのものは郵送または持参とする。

エ 提出部数

正1部 副1部

(4) 技術提案等内容の履行の確保

受注者の責に帰すべき事由により、受注者が入札時に提示した下記の性能、機能、技術など加点評価された項目（以下「加点項目」という。）が達成されなかった場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

ア 再度の施工または修補

当該加点項目に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的であると県が認めた場合、受注者は、再度の施工または修補を行い、受注者が入札時に提示した加点項目を満たす状態にしなければならない。

イ 契約金額の減額または損害賠償請求

当該加点項目に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと県が認めた場合、県は、検査等によって確認された当該加点項目の状況に基づき加算点（確認された当該加点項目の状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあっては、最低限の要求要件との差について加算点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行った場合に受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額または当初請負額に5%を乗じた額のいずれか大きい金額を工事目的物の完成引渡前においては契約金額から減額し、工事目的物の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととし、その場合の算定方法は次のとおりとする。

減額または損害賠償額 = $\{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$ または
減額または損害賠償額 = $0.05 \times C$ のいずれか大きい値

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点

ウ 工事成績評定点の減点

契約金額の減額または損害賠償請求を行った場合には、工事成績評定点についても10点減点する。

エ 指名停止等の措置

技術提案に虚偽の内容がある等、明らかに悪質であると県が認めた場合、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行う。

(5) 失格基準

総合評価落札方式（技術提案型、実績評価型）においては、一定の失格基準を設けることとし、（ア）または（イ）に該当する者のした入札は失格とする。

（ア）提出した技術資料が最低限の要求要件を満たしていない者

最低限の要求要件を満たしていない者とは、提出された技術資料の内容が課題とかけ離れている者、課題を理解していない者である。

（イ）総合評価失格基準価格を下回る価格で入札を行った者

総合評価失格基準価格については、総合評価落札方式による工事の請負に係る契約

において、相手方となるべき者の申込に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準として、県の定める方法により設定するものとする。

6 入札の方法等

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札額として入力された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札額として入力すること。
- (2) 入札回数は、2回を限度とする。

7 工事費内訳書の提出（発注機関が内訳書の提出を求めた場合に限る。）

- (1) 入札参加者は、第1回の入札に際し、第1回目入札書に記載する金額に対応した工事費内訳書を、電子入札システムを使用して送信すること。
- (2) 工事費内訳書は、入札参加者の適切な見積り努力を確認するための資料として提出を求めるものであり、入札および契約上の権利義務を生じるものではないが、提出を行わない場合や適切な見積りを行っていないと認められる場合には、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定に基づき、当該入札参加者の行った入札を無効とする場合があることや、入札手続終了後、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく措置等が行われる場合がある。
- (3) 工事費内訳書の様式は自由とするが、その記載内容は最低限、閲覧に供した設計図書に対応し、直接工事費、間接工事費、一般管理費等の額およびその算出の基礎となる工種・種別等の内訳（数量、単価、金額等）を明らかにした工事費内訳書としての内容を備えたものとする。
- (4) 工事費内訳書は、入札執行者が確認のものについては、発注機関において保管する。

8 入札保証金および契約保証金に関する事項

入札保証金は見積もった契約希望金額（消費税および地方消費税を含む。）の100分の5以上、契約保証金は、契約金額（消費税および地方消費税を含む。）の100分の10以上とし、福井県財務規則の規定により納付すること。

以下に掲げる場合においては、入札保証金を免除とする。免除に当たっては特に手続きを要しないが、ア、イ、ウ、エに該当する者が入札保証金を納付しなかった場合、その者のした入札は無効になるので、注意すること。

＜入札保証金を免除になる者＞

損害保険会社との間に、福井県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提供した者

契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者（具体的には、知事が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で下記に該当しない場合をいう。）

ア 県発注の建設工事等の入札に関し、過去2年間のうちに、落札者となりながら契約を締結しなかった者

- イ 県発注の建設工事等の契約に関し、過去2年間のうちに、契約を締結しながら契約を履行しなかった者
- ウ 設計金額が5億円以上の県発注の建設工事等の入札に関し、履行保証の予約的機能を有する証書を提出しない者
- エ ア、イ、ウ以外に特段の事情があり、契約しないまたは契約を履行しないおそれがあると認められる者

9 入札の無効等に関する事項

福井県財務規則第151条に定めるほか、この入札に参加する者に必要な資格のない者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者、設計図書の閲覧をしなかった者、設計図書の閲覧をしたにもかかわらず閲覧確認書の提出を怠った者ならびに現場説明書において示した条件に違反した者のした入札は無効とする。

なお、確認を受けた者であっても、申請提出後入札までに指名停止または指名除外を受けた者等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者のした入札は無効とする。

また、事後審査方式において、入札前に入札参加資格がないことを入札参加者が分かっていたにもかかわらず、入札に参加した場合、または次のアもしくはイの場合に該当する場合は、「福井県工事契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行うことがあるので注意すること。

- ア 入札参加資格確認において、適正に配置できる技術者がいないことが判明し、入札前に技術者がいないことが分かっていたにもかかわらず入札を行った疑いがある場合で、入札参加者が、入札前に、適正に配置できる技術者がいないことが分かっていたことを証明できない場合
- イ その他、入札前に入札参加資格がないことを入札参加者が分かっていたにもかかわらず入札に参加したことが判明した場合

10 契約書作成の要否 要

11 契約条件

この入札に係る工事の契約は、別に提示する契約書案および福井県工事請負契約約款（平成8年福井県告示第436号）による。総合評価の履行の確保については、加算点評価を受けた技術提案について、契約書に特約事項として明示するものとする。なお、この入札に係る工事の請負契約の額が、調査基準価格に満たない場合においては「低入札工事における監督強化の試行実施要領」を適用する。

12 配置予定技術者の確認に関する事項

本工事の落札者決定後、落札価格（入札書記載額に消費税および地方消費税を加えた額をいう。）が250万円以上となった場合には、契約前に3（3）イで申請された配置予定技術者について、専任制等の確認を行う。この確認の結果、当該工事現場に技術者が適正に配置できない場合には、工事入札心得（電子入札用）第14（紙入札者にあつては工事入札心得第14）の規定に基づき、契約をしないことがある。

当該入札参加資格の確認申請に当たっては、実際に配置を予定している技術者について申請すること。

1 3 議会の議決

- (1) この入札に係る工事の契約が、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年福井県条例第1号）第2条に規定する契約に該当する場合には、落札後に仮契約を締結するものとする。この場合においては、議会の議決を得たときに限り、当該仮契約を本契約とみなす。
- (2) 仮契約の締結後議会の議決までの間に、仮契約を締結したもの（共同企業体にあつてはその構成員の1）がこの入札に係る工事以外の県の工事に関し競争入札の参加資格の制限または指名停止措置を受けた場合には、県は当該仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、県は当該仮契約の解除につき一切の損害賠償の責めを負わない。

《用語解説》

「主たる営業所」

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所

「監理技術者等」

建設業法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第4項に規定する監理技術者

「評価項目等」

工事における総合評価に関する評価項目、評価内容、評価基準および評価点数